

後期分授業料特別免除申請のしおり

鳴門教育大学
学生課 学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

II. 申請手続

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出方法 | 学生課学生係に本人が持参してください。 |
| (2) 提出期限 | 令和8年10月5日（月）17時15分まで
※期限を過ぎての提出は一切受理できません。 |
| (3) 受付時間 | 平日 8:30～17:15 |
| (4) 結果通知 | 令和8年12月下旬（予定）
学生用掲示板（LiveCampus 連絡通知・中央掲示板）にて周知し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。 |
| (5) 注意事項 | 授業料特別免除申請者は、 <u>結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。</u> 納付した場合は、 <u>授業料免除の資格を失いますので注意してください。</u>
※ 授業料特別免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、結果が判明するまでは引落は行いません。
なお、教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用の方で、経済的理由等により『全額免除』を希望する場合は、「後期分授業料免除申請のしおり」を参照の上、別途申請することも可能です。 |
| (6) その他 | 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生係にお問い合わせください。 <u>(TEL:088-687-6119, E-mail:kousei@naruto-u.ac.jp)</u> |

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
(具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し)
※提出が期限までに間に合わない場合は、「制度を利用することを証明する書類の提出に係る誓約書」を提出してください。
- (3) 制度について記載された適用条例、要項等の写し
- (4) 封筒（長形3号）**免除結果受け取り用**
※所属・学籍番号及び氏名を**表面**に明記してください。

授業料特別免除（後期分）のフローチャート



申請書類のダウンロード

<https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/fees-scholarships02/>

提出期限

令和8年10月5日(月)

17時15分まで

学生課学生係に提出 申請書類は本人が持参

期限を過ぎての提出は一切受理できません。

書類に不備がないように注意してください。

※授業料免除の申請をしても、**選考結果通知書**が
交付される前に授業料を納付した場合は、授業料
免除の資格を失いますので、ご注意ください。

選考結果通知

令和8年12月下旬(予定)

学生用掲示板（LiveCampus 連絡通知・中央掲示板）で
周知し、通知書を学生課学生係窓口で交付します。

免除不許可

半額免除

全額免除

授業料全額納付

授業料半額納付

※免除申請の結果が、全額免除以外の者は、通知後速やかに授業料を納付してください。

※ 提出書類により取得した個人情報、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、
その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう
関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和8年度 (~~前期分~~ ・ 後期分)
2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること
備考 規格は、A4とする。

大学院修学休業制度を利用することを 証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

大学院修学休業制度を利用することを証明する書類は、
令和 年 月 日に発行されますので、発行され次第至急
提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用 することを証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用することを証明
する書類は、令和 年 月 日に発行されますので、発行
され次第至急提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。